

第二百一号議案

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年十一月三十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例（昭和四十九年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。  
第五条第二項中「育児時間」の下に「、出産支援休暇、育児参加休暇」を加える。  
第七条第一項及び第十二条第一項中「妊娠出産休暇、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和四年一月一日から施行する。

（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例及び都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（令和元年東京都条例第三十六号）の一部を次のように改正する。  
附則第四項を削る。

（都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

(提案理由)

妊娠・出産及び育児と仕事との両立を支援するため、新たに出産支援休暇及び育児参加休暇を設けるとともに、妊娠出産休暇の報酬の取扱いを改めるほか、規定を整備する必要がある。